

関係各位

令和6年8月吉日

一般社団法人沖縄県しろあり対策協会 会長 金城 彦
一般社団法人沖縄県木材協会 代表理事 小山 幹太
沖縄県保存処理木材協同組合 代表理事 海江田 明
沖縄県白蟻防除事業協同組合 代表理事 平井 佑昌
一般社団法人沖縄県しろあり防除業協会 会長 比嘉 満

ホウ酸系防腐・防蟻剤の不適切な使用法についての注意喚起

現在、沖縄県内においてホウ酸系薬剤の不適切な使用法（土壌処理での使用）が確認されています。

建築物をシロアリの被害や腐朽から守り、耐久性を維持し長期間使用するために新築時に防蟻処理として土壌処理及び木材処理を行います。その際に使用する薬剤は（公益）日本しろあり対策協会及び日本木材保存協会が認定している薬剤となっています。木材保存剤の認定は JIS K1571:2010「木材保存剤—性能基準及びその試験方法」に基づき、第三者機関（木材保存剤等審査機関）によって性能と安全性が評価されたものが両協会認定されています。

一方ホウ酸系防腐・防蟻剤は JIS K1571:2010 付属書 A（規定）による試験方法で防腐・防蟻性能が確認されています。この規定では一般的な防腐・防蟻剤は溶脱操作のある耐侯操作が採用されていますが、ホウ酸系防腐・防蟻剤は溶脱操作のない耐侯操作が採用されています。そのため、「適用範囲が限定されていることを使用者側へ明示する。」ものと規定されています。ホウ酸系防腐・防蟻剤は木材処理に使用されるものであり、土壌処理剤としては両協会とも認定をしていません。

したがってホウ酸系薬剤の土壌処理における防蟻効果は認められておらず、土壌より流出することで環境や農作物・人体への影響も懸念されます。

以上のことから我々の団体ではホウ酸系薬剤において不適切な使用法による施工及び保証は一切いたしません。

薬剤の適切な使用法を守っていただきますよう関係各位への周知をよろしくお願い申し上げます。



お問い合わせ 沖縄県しろあり対策研究会
那覇市与儀2丁目14番3号
TEL 098-854-1125